

サンヨネブリペイドカード会員規約

第1条(会員資格)

会員とは、12歳以上(ただし中学生以上)の個人で、本規約を承認の上、原則として申込者自筆またはよねかモバイルサイト(スマホサイト)により入会を申し込まれ、株式会社サンヨネ(以下「当社」という)が入会を承認した方をいいます。ただし、よねかモバイルサイト(スマホサイト)からの入会については、利用登録が完了し、反映される前にチャージが発生した場合、チャージ発生日を会員登録日とみなします。

第2条(カードの貸与と取り扱い)

- 本規約に定めるカードは、よねかサービスの機能を有するカード(以下「カード」という)とします。
- 当社は、入会申し込み時等に会員1名につき、カード1枚発行し貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- 会員は、カードを貸与されたときは直ちにカードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意義務を持って会カードを使用・保管するものとします。
- カードは券面記載の会員本人およびご家族のみが利用でき、カードあるいはカードに付帯した権利の貸与、譲渡、質入等の担保提供をすることはできません。
- カードは会員が退会するまで有効とします。

第3条(カード再発行)

- カードを紛失・盗難された場合は、再発行手数料として100円を申し受けます。その際、旧カードは自動的に失効するものとします。
- カードを破損・磁気不良の場合は、旧カードと引換えにカードを再発行するものとします。

第4条(会員の特典)

よねか付カードで商品等の全額を決済する場合、加盟店が別途定めるサービスの提供を受けることができます。ただし、商品券、ギフト券、プリペイドカード、チケット、切手、印紙等の金券類、その他当社が指定した商品または役務は対象外とします。

第5条(会員情報の変更)

会員は、住所・氏名・電話番号等の変更があった場合、すみやかに当社に届け出るものとします。

第6条(反社会的勢力の排除)

会員(本案については、入会申し込みをしようとする方を含みます)は、会員が、現在かつ将来にわたっても、次のいずれにも該当しないことを当社に対し確約するものとします。

- 暴力団、総会屋その他の反社会的勢力(暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人)に該当する者ないしこれらに準じる者。
- 自らまたは第三者を利用して暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行うことと。

第7条(会員資格の喪失)

- 会員が、本規約に違反した場合、または、当社が会員として不適当と判断した場合、会員への事前のお断りなく、その会員はあたちに会員資格を喪失するものとします。
- 会員が死亡したときは、その時点で会員資格は喪失となります。ご家族、ご親族の方は速やかにご連絡ください。

第8条(退会)

- 会員は、随時退会することができるものとし、退会に際しては、当社指定の届出をすることで、カードを返却するものとします。
- 会員が、カードの退会または、会員資格を喪失した時点で、よねか機能を停止することとします。

第9条(会員規約の変更)

本規約に関する重要な事項等を変更・廃止する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知します。当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合または退会の申し出がなかった場合は、会員が当該変更事項あるいは、新規約の内容を承認したものとします。

よねかサービス案項

当社所定の申込書等へのご署名、またはよねか付カードへ初めてチャージをされた時点で、本条項を承認されたものとします。

第1条(目的)

本条項はよねかサービスについて規定するものであり、会員が「よねか電子マネー」を利用するにあたり本条項が適用されるものとします。なお、よねかサービスに付随したに関連して当社またはよねか加盟店が提供するサービスについては、本条項と併せて当社またはよねか加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。また、当該規約と本条項が相違する場合は本条項の定めが優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

本条項における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- よねか電子マネーとは、当社が発行し、よねか付カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- よねかサービスとは、会員がよねか加盟店に対し、商品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりよねか付カードにチャージされたよねか電子マネーを利用することで、よねか加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- よねか機能とは、よねかサービスを受けられる機能のことをいいます。
- よねか付きカードとは、会員がよねか電子マネーを管理および利用するためのカードで、よねか機能が付帯され、また本条項末尾に記載されているよねかマークを付した証票をいいます。
- よねか加盟店とは、当社店舗および当社とよねかサービス利用加盟店契約を締結し、よねかサービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。
- チャージとは、第4条に定める方法により、会員がよねか付きカードによねか電子マネーを加算することをいいます。
- よねか残高とは、会員が利用可能なよねか電子マネーの量をいいます。
- よねかチャージ機とは、よねか電子マネーのチャージ、残高照会、利用履歴、取引データの記録等よねか電子マネーの電子情報を処理することができる端末をいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、よねか付きカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をしてはなりません。

第4条(チャージ)

- 会員は、よねかマークの掲示された当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でチャージすることができるものとします。
- よねかの1回のチャージ可能額は、49,000円までとします。
- よねかチャージ上限額は5万円となります。会員は、1枚のよねか付きカードに対して、当該カードの上限額を超えるチャージをすることはできません。

第5条(よねかサービスの利用)

- 会員は、よねか加盟店でよねかサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他よねか加盟店が別途定める一部商品について、よねか加盟店により利用を制限する場合があります。
- 会員がよねか加盟店でよねかサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、よねか残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

- 会員は、よねか加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社またはよねか加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法とよねか電子マネーを併用することができるものとします。よねか残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社またはよねか加盟店が定める方法により、支払うものとします。
- 会員がよねか加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるよねか付きカードの枚数は、1枚に限ります。
- 会員は、よねかサービスを利用した場合には、交付するシール等に印字して表示されるよねか残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でよねか加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該よねか残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条(よねか残高の確認等)

- よねか残高は、よねかサービス利用時のシール、よねかモバイルサイト(スマホサイト)、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。
- 最後によねかサービスを利用した日および最後にチャージした日は、よねか会員サイト、よねかモバイルサイト(スマホサイト)、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができますものとします。
- よねかの利用履歴は、よねかの利用履歴の表示機能を備えたよねかチャージ機などによりよねか発行者所定の方法により確認できるものとします。よねかチャージ機において表示されるよねかの利用履歴範囲等については、よねか発行者が定めるところによるものとします。

第7条(会員資格の有効期限)

最後によねかサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年後の日が属する月の末日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとします。喪失後、新たによねか付きカードに入会いただいた場合に限り、当社所定の方法で確認されたよねか残高を新しいカードへ移行し交付するものとします。ただし、利用登録前のカーについては、残高の移行が行えないことがあります。

第8条(よねか電子マネーの合算)

当社が認めた場合を除き、よねか電子マネーを他のよねか付きカードに移行することはできません。

第9条(よねかサービスの利用ができない場合)

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、よねかサービスを利用すること、ならびによねか残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
 - 当社がよねかサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - よねか付きカードの破損、またはよねか加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
 - その他やむを得ない事由のある場合。

第10条(換金等不可)

第16条の場合を除き、よねか電子マネーの換金または現金の払戻し対応はいたしません。

第11条(よねか付きカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

よねか付きカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたよねか残高が、再発行されたよねか付きカードに引き継がれるものとします。

第12条(よねか付きカード紛失・盗難等の再発行)

- 紛失・盗難によりよねか付きカードが再発行された場合、当社によるよねか付きカードの利用停止措置が完了した時点のよねか残高が、再発行されたよねか付きカードに引き継がれるものとします。
- 会員がよねか付きカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、よねか残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
- 利用登録が完了していない場合、紛失・盗難によるカードの再発行、よねか残高の移行は行えません。またその残高について当社は一切の責任を負いかねます。
- 会員が紛失・盗難届出時によねか残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高について当社は一切の責任を負いかねます。
- 紛失・盗難によるよねか付きカード再発行時、再発行手数料はよねか会員規約に準ずるものとします。

第13条(よねか加盟店との紛議)

- 会員が、よねかサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、会員とよねか加盟店との間で解決するものとします。
- 本条(1)項の場合においても、会員は、当社および当該よねか加盟店に対し、よねか電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条(個人情報の収集・利用)

会員(本案においては、よねかサービスの申し込みをしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申し込み時に当社に届け出た事項およびよねかサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」という)。を、当社がよねか会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ううえで収集・利用することに同意するものとします。

第15条(条項の変更)

- 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本条項を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、よねかサービスを利用した商品等の購入、よねか残高の照会をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 本条(1)項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヵ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条(よねかサービスの終了)

- 当社は、次のいずれかの場合には、事前に当社所定の方法で会員に通知することにより、よねかサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化
 - 法令の改廃
 - その他当社のやむを得ない都合による場合
- 本条(1)項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、よねか残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条(制限責任)

第9条に定める理由およびその他の理由により、会員がよねかサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負いかねます。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負いかねます。)

第18条(通知到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員が届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第19条(業務委託)

当社は、本条項に基づくよねかサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社間で本規約に関し紛争が生じたときは、その訴願に応じ、会員の住所地または当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【よねか付きカードに付されるよねかマーク】
よねか

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

- よねか付カード入会申込者および会員(以下「会員」という)は、株式会社サンヨネ(以下「当社」という)のマーケティング活動のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用・預託することに同意するものとします。
 - 当社所定の申込書等に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号および会員が申告した事項
 - 本申込みに関する申込日、契約日、お買上に関する情報
- 当社が本契約のもとづく当社の業務を第三者に委託する場合に、本条(1)項により収集した個人情報を保護措置を講じたうえで当該委託先に預託することがあります。
- 当社は、電話窓口でのお問い合わせ・相談および当社からのお電話でお話させていただいた内容を正確に把握し、対応させていただくため、通話内容を録音させていただきます。以下の目的に使用します。
 - お客様と当社との会話内容の確認
 - お客様対応の品質およびお客様満足度向上

第2条(個人情報の利用)

- 会員は、当社が下記のご目的のために第1条の個人情報を利用することに同意します。(利用の目的)

- ①業務情報あるいは商品のお知らせ、関連するアフターサービスを行うために利用する場合
- ②市場調査・商品開発を行うために利用する場合
- ③当社が倉庫物・印刷物の送付等を外部から委託し行うために利用する場合

《個人情報を利用する当社の事業と利用の目的》

・株式会社サンヨネのスーパー事業および前払式支払手段発行事業

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってお知らせしております。

- 会員は、当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第3条(個人情報の提供・利用)

当社の個人情報がある場合、または法令により認められる場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

会員は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
 - ②万一個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じらるものとします。
 - ③当社は、開示等の請求に際して、その実施に関わる実費を申し受けることがあります。

第6条(同意条項に不同意の場合)

当社への個人情報の提供は任意ですが、会員が本申し込みに必要な記載事項(申込書等に会員が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の内容の全部または一部に承認いただけない場合、当社は本申し込みをお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条および第3条に同意いただけない場合でも、これを理由に当社が申し込みをお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申し出)

本同意条項第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供先への提供を中止する措置をとります。

第8条(お問い合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや、利用・提供の中止、その他のご意見の申し出に関しましては下記までお願いいたします。
　なお、当社では、個人情報保護に関する管理責任者として、個人情報保護管理責任者を設置しております。

社名：株式会社サンヨネ
住所：〒440-0046 愛知県豊橋市魚町120
電話番号：0532-66-1734
受付時間：9:30から18:00まで(休業日を除く)

以上　2020年10月1日制定